

一般社団法人キッチンコミュニケーション協会会員規則

第1条（目的）

この規則は、一般社団法人キッチンコミュニケーション協会（以下「当協会」とする）定款第7条に基づき会員に関する事項を定める。

第2条（区分）

当協会の社員は、次の三種類の会員に区分する。

1. プレミアムキッチンコミュニケーター

- ①協会規定の公的資格を有することを要件とする。
- ②キッチンコミュニケーターに対し、技術指導及び教室運営のサポートを行う。
- ③子供達に協会テキストを使用し料理教室を開講する。
- ④料理教室は食生活指導に加え、子供達の成長を見守る役割を果たす。

2. キッチンコミュニケーター

- ①プレミアムキッチンコミュニケーターから指導を受けた後、子供達に協会テキストを使用し料理教室を開講する。
- ②料理教室は食生活指導に加え、子供達の成長を見守る役割を果たす。

3. 賛助会員

当協会の活動に賛同し、それぞれの専門性を活かした支援を行う個人及び法人（団体を含む）。

第3条（入会）

1. 当協会に入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により希望する区分を明記して申し込むものとする。
2. 入会は理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。
3. 入会金及び年会費を納入したときをもって入会とする。

第4条（入会金及び年会費）

入会金および年会費は下記に定める金額とする。

会員は総会終了後半年以内に当該年度分の年会費を納めなければならない。

	入会金	年会費
プレミアムキッチンコミュニケーター	20,000円	36,000円
キッチンコミュニケーター	20,000円	18,000円
賛助会員		12,000円

第5条（会員へ付与される資格）

1. プレミアムキッチンコミュニケーター

- ①協会テキスト制作への参加権を有する（レシピ開発、撮影ノウハウの提供）
- ②協会より協賛企業等からの受託事業を紹介する
- ③協会テキストを用いたレッスン開講が可能（キッチンコミュニケーターへの指導を含む）
- ④協会イベントへの優先参加権を有する

2. キッチンコミュニケーター

- ①協会テキストを用いたレッスン開講が可能
- ②協会イベントへの優先参加権を有する

3. 賛助会員

当協会の活動報告を年1回（定時社員総会后）送付する。

※協会テキストについては商標登録印を添付するため会員以外はこれを用いた講座を開くことができない。

第6条（会員の義務）

1. 会員は当協会の活動に対して協力するものとする。

- ①プレミアムキッチンコミュニケーターに対しては、テキスト発刊に関して50部以上の購入を義務付ける。
- ②プレミアムキッチンコミュニケーターは、新しい協会テキスト制作の都度、理事の開催するレッスンに参加しなければならない。
- ③キッチンコミュニケーターは、新しい協会テキスト制作の都度、プレミアムキッチンコミュニケーターの開催するレッスンに参加しなければならない。

2. 会員は別に定める会員倫理規程を遵守しなければならない。

3. 会員は入会申込書の記載事項に変更が生じた場合にはすみやかに届け出なければならない。

第7条（区分の変更）

会員は、区分変更届を代表理事に提出することで会員区分を変更することができる。

会員区分の変更は定時社員総会後とし、既納の年会費は返還しない。

第8条（会員資格の喪失）

会員は、次の各号の一に該当する場合にはその資格を喪失する。

1. 退会したとき。
2. 死亡、失踪宣告、成年後見の審判又は破産宣告を受けたとき、又は会員である法人若しくは団体が消滅したとき。
3. 除名されたとき。

第8条（退会）

会員は、退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

また会費を6ヶ月以上滞納したときは、退会したものとみなす。

第9条（除名）

会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において出席した総社員の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。ただし、議決の前に当該会員に対し、弁明の機会を与えなければならない。

1. 当協会の定款又は規則に違反したとき。
2. 当協会の名誉を傷つけ、又は本協会の目的に反する行為をしたとき。
3. その他当協会の会員としてふさわしくない行為をしたとき。

第10条（既納の入会金、会費等）

既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第11条（規則改訂）

この規則の改正は、社員総会の承認をえなければならない。

附 則

この規程は、平成28年8月22日より施行する。